

# くらしの広場

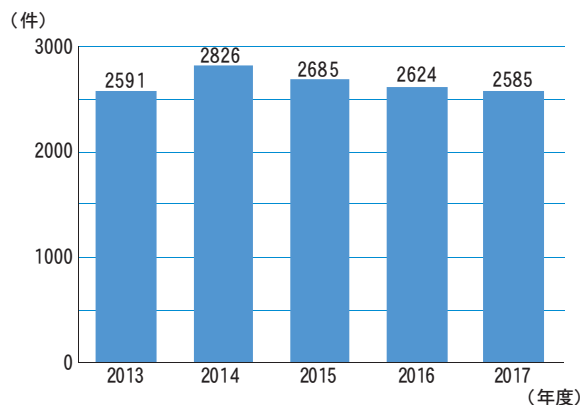


No.343号

品川区消費者センター ☎03-5718-7181 品川区大井1-14-1 大井1丁目共同ビル4階

## 2017年度品川区消費生活相談の概要をお知らせします

2017年度に品川区消費者センターに寄せられた相談件数は2,585件でした。年間の相談件数が2,500件を超える状態が続いています。相談内容の傾向や特徴を知ること、自分の身を守ることに繋がましょう。

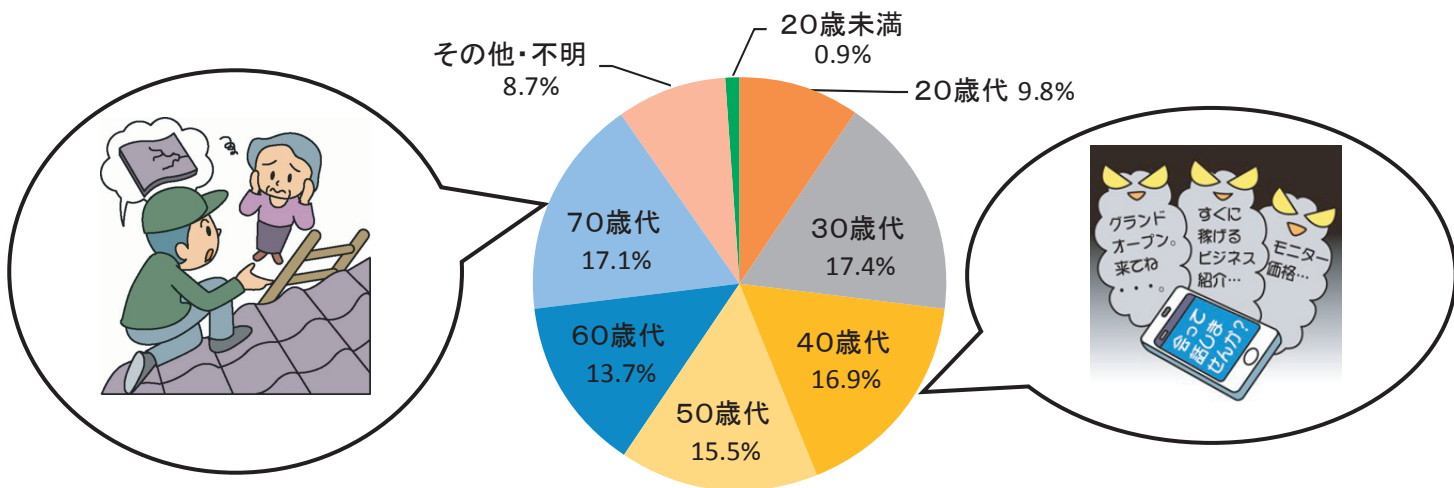


### 増加する高齢者からの相談

契約当事者の年齢では 60 歳代以上の方の相談が増えており、屋根工事などの点検商法の相談が多く寄せられています。契約金額も高額で、100 万円を超えるものも散見されます。

また、40 歳代以上の方からの「儲かる」「稼げる」等インターネットを利用した情報商材の相談が増加しています。

### 《契約当事者の年齢》



## 2017年度相談が増加した4つの事例について紹介します



詐欺でしょ？

架空請求？



### 架空請求

## スマートフォンの例

「未納料金があり、連絡しないと裁判を起こす」と大手通販サイトからSMSが届きました。身に覚えがなかったので電話をかけたら「4 か月前に登録して未納が続いている」と言われ、コンビニに行き電子マネーを購入するように言われました。

## ハガキの例

「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」などというハガキが届き、電話をかけたら「弁護士を立てたほうがいい」と言われ弁護士を紹介されました。紹介された弁護士から「訴訟取り下げのため供託金が必要」と言われたので、コンビニに行き支払いしました。

### 総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致したのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(わ)286 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成 年 月 日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター  
東京都千代田区霞が関 丁目 番号  
取り下げ等のお問合せ窓口 03-  
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

「身に覚えのない料金を請求する電子メール・SMS (ショートメッセージサービス)が届いた」

「未納料金があると電話がかかってきた」等の相談が寄せられています。

大手通販サイト等の実在の事業者や省庁等行政機関をかたって消費者を誤認させ、連絡しないと法的措置をとる等と、**消費者を不安にさせます。** 弁護士を名乗る者が登場する劇場型等、詐欺業者は様々な方法で**お金を支払わせよう**とします。

**身に覚えのない未納料金を請求されても  
決して相手に連絡しないようにしましょう。**





## 原野商法

「あなたの持っている土地を高値で買い取る」と電話があり、以前から原野を売却したかったので家に来てもらいました。

「周辺のほかの土地を買ってほしい。相続税対策にもなるし、3か月後には買い取る」と言われ売却代金との差額を支払ったが連絡が取れなくなりました。

以前、原野を買わされた人たちが高齢になり、子どもたちに負の財産を残したくないという気持ちにつけ込み勧誘を行っているようです。

事業者と連絡が取れなくなることが多く、一度お金を払ってしまったら**取り戻すことは困難**です。

**電話や自宅への訪問があっても  
キッパリ断りましょう。**



「近所で工事をしているが、お宅の屋根の瓦がずれている。サービスで見てあげる」と言われました。はしごをかけて屋根に上り、降りてきたら写真を見せられ「瓦が傾いていてこのままにしていたら大変なことになる」と言われ工事を頼みました。

家族に相談したら「値段が高すぎる」と言われました。騙されたのかもしれませんが。

事業者が不安をあおったり、契約を急がせてもすぐに契約をせず、本当に工事が必要か、家族等周りの方に相談し、工事をする場合は、**複数の事業者から見積もりを取る**など、

**慎重に検討しましょう。**



## 点検商法



## 悪質な訪問販売のターゲットは高齢者です



- ① 財産や家族構成をむやみに教えない
- ② すぐに署名したりハンコを押したりしない
- ③ 断るときはハッキリと

契約前に、家族や消費者センターに相談しましょう  
自分の身を守って充実したシニアライフを送りましょう



## 情報商材

副業サイトで「簡単に収入が増える」という広告を見て、メールアドレスを登録しました。

その後、投資で成功したという男性から「簡単な作業で毎日3万円が子孫の代まで稼げる。必ず大金が入る」というメールや動画が毎日届くようになり、興味を持ちました。

「今から10分以内に入会した人だけに儲かる情報を販売する」とあったので急いで申し込み、10万円を支払ったところ、情報商材（PDFファイル）が届きました。

その後「あなたはパートナーに選ばれた。あと40万円支払えば、もっとすごい商材がある。必ず月50万円の配当も得られる」とメールが届きました。



不審に思い、ネットで検索したら「詐欺」「騙された」等の書き込みが多数ありました。10万円を取り戻したい！

インターネットで販売されているお金の儲け方などに関する情報を「情報商材」と呼びます。

情報商材の広告は「誰でも簡単に」「短時間で」「絶対儲かる」と強調していることが多く、**手早く稼ぎたいという消費者の心理につけこみます。**

実際は「情報を得るために高額な支払いが必要だった」、「広告と実際の購入した情報の内容が大きく異なった」、「更に追加で支払いを求められた」などの相談が多く寄せられています。

### 簡単に、短時間で大金を稼げる「おいしい話」は絶対ありません。

こうした情報商材は、事業者と連絡が取れなくなったり、連絡がついたとしても「既に商品は提供済み。稼げないのはやり方に問題がある」などと言われて、**解約・返金が困難**です。

また、儲けたお金で返済すればよいと考え、消費者金融等で借金をして購入してしまうと、結局**借金だけが残る**ので絶対にやめましょう。



困ったら…

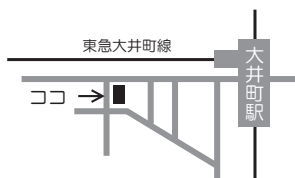
## 品川区消費者センター

大井1-14-1 大井1丁目共同ビル4階

大井町駅  
徒歩5分

相談専用ダイヤル

☎5718-7182



月～金曜日 9:00～16:00

電話・来所

土曜日 12:30～16:00

電話のみ

第4火曜日 16:00～19:00

電話のみ

年末年始・祝日はお休みです

# 暮らしのヒント

消費者センターでは、消費生活教室を実施しています。教室で学んだことを日々の暮らしに活かしましょう。消費生活教室は広報しながわでお知らせします。

## ●食品ロスを減らそう●

東京都消費者啓発員 横田久美さんに食品ロス削減のためにできることを学びました。

### 【食品ロスとは】

食べられるのに、廃棄されてしまう食品のこと。日本で捨てられている食料の量をご飯で換算（重量ベース）すると、**国民一人あたり年間お茶碗 350 杯分**となり、ほとんど毎日1杯分の食料が捨てられている計算になります。

### 【消費期限と賞味期限】

「消費期限」とは、期限を過ぎたら食べない方がよい期間のこと。「賞味期限」とは、おいしく食べることができる期間のこと。「賞味期限」を過ぎてもすぐに捨てる必要はありません。

### 【削減するためには】

#### ①無駄に買いすぎない・作りすぎない

空腹の時に買い物に行くと、余計なものを買ってしまう傾向があります。

## ●夏疲れ解消メニュー●

料理研究家 田口道子さんにじゃが芋の酢の物の作り方を学びました。

### 【材料（6人分）】

じゃがいも	400g
水菜	100g
粒とうもろこし	60g
だし	大さじ6
酢	大さじ4
しょうゆ	大さじ3
酒	大さじ2
砂糖	小さじ2

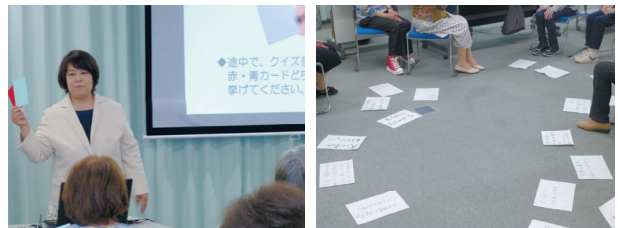


## ②冷蔵庫を見直す

家族の人数によって適量の冷蔵庫の大きさがありますので、自宅の冷蔵庫の大きさを見直してみてもいかがでしょうか。

## ③余りものを有効活用する

家庭で余っている食品を持ち寄り、地域の福祉団体や施設に寄付する「フードドライブ」活動や外食した余りを持ち帰る「ドギーバッグ」を推進しましょう。



教室は、全員参加型のクイズ形式で始まり、最後には参加者全員で輪になって「食品ロス」削減のために実践していることを発表しました。「作りすぎたらおすそわけ」「余った野菜は干して煮物に」などのアイデアが出ました。

## 【作り方】

- ①じゃがいもの皮を剥いて千切りにし、ザルに上げる。
- ②水菜を長さ5センチに切って洗う。
- ③だし・酢・しょうゆ・酒・砂糖を合わせて加減酢を作る。
- ④煮立った湯にじゃがいもを加えてひと混ぜしてザルに上げ、冷水で洗ってザルに上げる。
- ⑤ボールに④、とうもろこしを入れて3分の1量の加減酢をまぶしてザルに上げ、器に盛って残りの加減酢を掛けてできあがり。

## 【ポイント】

とうもろこしの他に黄パプリカの千切り、秋は黄菊を加えましょう。

だしは好みの種類のもので大丈夫です。

消費生活サポーターになろう  
**消費者力アップ連続講座**  
**(全10回)**

《日程》9月4日(火)、5日(水)、11日(火)、  
 12日(水)、10月2日(火)、5日(金)、16日(火)、  
 18日(木)、30日(火)、11月22日(木)

※9時45分～11時45分、保育あり

《会場》きゅりあん

《講師》一財)日本消費者協会

消費者力検定合格(11月7日実施)を目指して一緒に学びましょう。

※10回参加が原則です。くわしくは広報しな  
 がわ7月21日号をご覧ください。

消費者被害防止

**高齢者見守り担い手向け講座**

～さりげない見守りから始めよう～

《日時》9月18日(火)午後2時～3時30分

《会場》区役所第三庁舎6階 講堂

《講師》一財)日本消費者協会 飯野由喜枝氏

《定員》100人(先着)

高齢者を消費者被害から守るには家族や周囲の皆さんの見守りが大切です。消費者トラブルの特徴を知り、消費者被害の早期発見、予防にご協力ください。

申込みは電話で消費者センター ☎5718-7181 へ

**若者向けパネル展示**

インターネットショッピングやSNSの普及を背景に、若者の消費トラブルが増えています。今一度消費生活について考えてみましょう。

《日程》8月20日～30日  
 《会場》区役所第2庁舎3階ロビー



**消費者月間 活動紹介**

**パネル展示**

5月21日～30日  
 区役所3階ロビー



各消費者団体の日頃の活動の成果をパネル展示しました。

消費者団体主催  
**手づくり教室**



無事カエル  
 <婦人学級>



野草を使って  
 苔玉作り  
 <秋草会>



サシェ  
 虫よけのかおり袋  
 <リメママ>



トンボブローチ  
 <リフォームOB会>



- ・濡れた手でプラグに触らない
- ・プラグはこまめに抜く
- ・定期的なプラグの清掃
- ・使わない時はスイッチオフ

